

国家著作権局の公告 2007 年第一号

2007 年 6 月 24 日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家著作権局の公告

2007 年第 1 号

インターネット環境における著作権保護秩序を規範化するために、権利者の法定権利保護及びネットワークサービス提供者の法律義務果たしに便宜を提供して、権利者の情報ネットワーク伝達権を保護し、わが国のインターネット産業の健全な成長を保障するために、国家著作権局は「情報ネットワーク伝達権保護条例」の第 14 条、第 16 条の規定に基づき、「権利侵害があるネット内容の削除やリンク解除の要請に関する通知」及び「削除やリンク解除されたネット内容の回復要請に関する説明」の参考様式を制定し、ここに公布し、社会にその使用を推薦する。

別添書類：

1. 「権利侵害があるネット内容の削除やリンク解除の要請に関する通知」
2. 「権利侵害があるネット内容の削除やリンク解除の要請に関する通知」の記入説明
3. 「削除やリンク解除されたネット内容の回復要請に関する説明」
4. 「削除やリンク解除されたネット内容の回復要請に関する説明」の記入説明

国家著作権局

2007 年 6 月 24 日

添付 1 「権利侵害があるネット内容の削除やリンク解除の請求に関する通知」
(参考様式)

| | | | | |
|---------------------------|----------|-------------------------------------|--------------------|--|
| ネットワ ークサー ビス提供 者 | 名称* | | | |
| | 連絡住所 | | 〒 | |
| | ドメイン名 | | E-mail | |
| | 電話 | | FAX | |
| 権利者 | 氏名/名称* | | 効力ある証明書* (写し付き) | |
| | 法人名* | | | |
| | 連絡住所* | | 〒* | |
| | 連絡者* | | 電話* | |
| | E-mail* | | FAX | |
| 代理人 | 氏名/名称* | | 効力ある証明書* (写し付き) | |
| | 法人名* | | | |
| | 連絡住所* | | 〒* | |
| | 連絡者* | | 電話* | |
| | E-mail* | | FAX | |
| 権利侵害 があるサ イト | 名称* | | | |
| | ドメイン名* | | 登録番号又は 許可証番号 | |
| | IP アドレス* | | 電話 | |
| | E-mail | | FAX | |
| 権利侵害の内容* | | | | |
| 権利侵害がある 内容のサイトアドレス* | | | | |
| 権利侵害事実 及び証明資料* | | | | |
| 通知要求* | | | | |
| 声明保証 | | 通知者が当該通知内容の真実さを保証し、且つそれに対し法律的責任を負う。 | | |
| 権利者（或いは代理人） 署名（捺印）* | | 年 月 日 | | |
| 備考 | | | | |

国家著作権局作成

添付2「権利侵害があるネット内容の削除やリンク解除の請求に関する通知」

の記入説明

1. 「権利侵害があるネット内容の削除やリンク解除の要請に関する通知」は国家著作権局が「情報ネットワーク伝達権保護条例」の関係規定に基づき、作成した指導的な参考様式であり、社会にその使用を推薦する。
2. 通知の中に「*」についている欄は必須項目である。
3. 「ネットワークサービス提供者」とはストレージスペース又はネットワーク検索、リンクサービスに取り組むネットワークサービス提供者を指す。当該通知の受け方としてのネットワークサービス提供者の関連情報、例えば、連絡住所、郵便番号、ドメイン名、E-mail、電話、FAX 等については、インターネット検索を通して取得することができる。権利者は「IP WHOIS データベース」のサイト又は、他の IP アドレス検索サービスを提供するサイトを通じて権利侵害容疑のあるサイト及びネットワークサービス提供者の関連情報を調べることができる。
4. 「ドメイン名」とは情報ネットワーク上でコンピューターを識別、測定するための階層構造的な符号標識で、当該コンピューターの IP アドレスに対応し、情報ネットワーク上で、ある企業、機関又は個人を代表するものを指す。「ドメイン名」の形式は若干の英文字と数字に構成されるもので、「.」のいくつかの部分に切り分けされる。例えば：www.sina.com.cn 等。
5. 「権利者或いは代理人」とは自然人、法人とほかの組織を含む。権利者が代理人に委託して通知を出す場合、代理人はネットワークサービス提供者に権利者の委託状を示さなければならない。代理人が出した各通知書はそれぞれ権利者の委任をとらなければならない。
6. 「効力ある証明書」とは自然人の身元証明書、パスポート、法人の営業許可書、ほかの組織なら関連許可書等を含む。効力ある証明書の番号を記入する時、証明書の種類を明記し、その写しを当該通知の別添書類として提供する。
7. 「電話」について、固定電話番号が必須であり、同時に携帯番号を記入しても可。
8. 「権利侵害があるサイト」とは権利者の合法的授權を得ずに情報ネットワーク上でその作品、実演記録、録音・録画製品を配信して、権利者の情報ネットワーク伝達権を侵害し、又はその権利管理電子情報を削除又は改変したと見なす

サイトを指す。

9. 「登録番号又は許可書番号」とは「インターネット情報サービス管理弁法」の第4条に基づき、非営利インターネット情報サービス提供者が国家情報産業の主管部門に登録した番号、又は営利インターネット情報サービス提供者が国家情報産業の主管部門に情報サービス申請時の許可書番号を指す。登録番号又は許可証番号は一般的にサイトのトップページの真下に表示され、情報産業部の ICP-IP アドレスの情報保存管理システムに入ると許可書類番号が正しいか、有効であるかどうかを調査・検証することができる。URLは www.miibeian.gov.cn。
10. 「IP アドレス」とは数字の形で情報ネットワークにおけるコンピューター端末のアドレスを指す。TCP/IP 協議（輸送制御協議/Internet 協議）により、「.」に区切りされる4組数字に構成されるものであり、その中一組毎の数字はすべて0-256にあるものであり、例えば：202. 202. 96. 33はあるサーバーのIPアドレスである。IPアドレスはIP WHOIS データベース等のIPアドレス検索サービスを提供するサイトを通じて調べることができる。
11. 「権利侵害の内容」とは権利者がその情報ネットワーク伝達権を侵害し、又はその権利管理電子情報を削除・変更したと見なす作品、実演記録、録音・録画製品を指す。
12. 「権利侵害の内容があるサイトのサイトアドレス」とは権利者が指摘した権利侵害がある作品の具体的なサイトアドレスを指す。即ち、ブラウザのトップにあるアドレスバーに示している情報。当該情報がネットワーク内容の位置を示す。例えば：
<http://news.sina.com.cn/c/1/2007-01-21/223712097641.shtml> はあるサイトの詳しいアドレスである。
13. 「権利侵害事実及び証明資料」について、権利侵害事実とは権利者の情報ネットワーク伝達権を侵害し、又はその権利管理電子情報を削除又は改変する客観的状況を指す。証明資料は権利侵害の物証、書籍及び著作権者の権利所属証明等を含む。権利所属証明は著作権登録書（号）、最初の出版物の版權ページ、授權証明、代理人授權委託書等証明書類を含む。証明資料記入の時、別添書類の形で証明する書類そのもの又はその写しを提供しなければならない。
14. 「権利侵害事実及び証明材料」について、権利侵害事実とは権利者の情報ネ

ットワーク伝達権を侵害し、又はその権利管理電子情報を削除又は改変する客観的状況を指す。証明材料は権利侵害の物証、書籍及び著作権者の権利所属証明等を含む。権利所属証明は著作権登録証明書（号）、最初の出版物の著作権ページ、授権証明、代理人授権委託書等証明書類を含む。証明材料記入の時、別添書類の形で証明する書類そのもの又はその写しを提供しなければならない。

15. 「通知要求」とは、当該通知を出す側が当該通知を受け取る側に対し要求した、履行しなければならない具体的事項を指す。直ちに権利侵害ネット内容の削除或いはリンク中止などの事項を含む。

16. 「権利者又は代理人の署名（捺印）」について、自然人なら署名又は捺印；法人なら会社印のほか、法人又は責任者が署名しなければならない。

17. 「権利侵害ネット内容削除やリンク解除の要請に関する通知」の参考様式と記入説明は国家著作権局のホームページにある「法律書類ダウンロード」で無料ダウンロードすることができる。国家著作権局のホームページ：WWW.NCAC.GOV.CN。

添付3 「削除やリンク解除のネット内容の回復要請に関する説明」
(参考様式)

| | | | | |
|---------------------------|------------------------------------|--|--------------------|--|
| ネットワークサービス提供者 | 名称* | | | |
| | 連絡住所 | | 〒 | |
| | ドメイン名 | | E-mail | |
| | 電話 | | FAX | |
| 説明者 | 氏名/名称* | | 効力ある証明書* (写し付き) | |
| | 法人名* | | | |
| | 連絡住所* | | 〒* | |
| | URL 名称 | | ドメイン名 | |
| | IP アドレス | | 登録番号又は認可証番号 | |
| | 連絡者* | | 電話* | |
| | E-mail* | | FAX | |
| 削除やリンク解除されたネット内容* | | | | |
| 削除やリンク解除されたネット内容のサイトアドレス* | | | | |
| 権利侵害未構成の証明資料* | | | | |
| 説明要求* | | | | |
| 声明保証 | 説明者が当該説明内容の真実さを保証し、且つそれに対し法的責任を負う。 | | | |
| 説明者署名 (捺印) * | 年 月 日 | | | |
| 備考 | | | | |

国家著作権局作成

添付 4 「削除又はリンク解除のネット内容の回復要求に関する説明について」

の記入説明

1. 「権利侵害があるネット内容の削除やリンク解除の要請に関する通知」は国家著作権局が「情報ネットワーク伝達権保護条例」の関係規定に基づき、作成した指導的な参考様式であり、社会にその使用を推薦する。
2. 通知の中に「*」についている欄は必須項目である。
3. 「ネットワークサービス提供者」とはストレージスペース又はネットワーク検索、リンクサービスに取り組むネットワークサービス提供者を指す。当該通知の受け方としてのネットワークサービス提供者の関連情報、例えば、連絡住所、郵便番号、ドメイン名、E-mail、電話、FAX 等については、インターネット検索を通して取得することができる。権利者は「IP WHOIS データベース」のサイト又は、他の IP アドレス検索サービスを提供するサイトを通して権利侵害容疑のあるサイト及びネットワークサービス提供者の関連情報を調べることができる。
4. 「ドメイン名」とは情報ネットワーク上でコンピューターを識別、測定するための階層構造的な符号標識で、当該コンピューターの IP アドレスに対応し、情報ネットワーク上で、ある企業、機関又は個人を代表するものを指す。「ドメイン名」の形式は若干の英文字と数字に構成されるもので、「.」のいくつかの部分に切り分けされる。例えば：www.sina.com.cn 等。
5. 「説明者」とは「情報ネットワーク伝達権保護条例」の第 16 条に定められた「サービス対象」を指す。即ちインターネットサービス提供者に関連内容を削除やリンク解除された当事者、自然人、法人とその他の組織を含む。
6. 「効力ある証明書」は自然人の身元証明書、パスポート、法人の営業許可書、ほかの組織なら関連許可書等を含む。効力ある証明書の番号を記入する時、証明書の種類を明記し、その写しを当該通知の別添書類として提供する。
7. 「電話」について、固定電話番号が必須であり、同時に携帯番号を記入しても可。
8. 「権利侵害があるサイト」とは権利者が合法的授權を得ずに情報ネットワーク上でその作品、実演記録、録音・録画製品を配信して、権利者の情報ネットワーク伝達権を侵害し、又はその権利管理電子情報を削除又は改変したと見なすサイトを指す。
9. 「登録番号又は許可書番号」とは「インターネット情報サービス管理弁法」の

第4条に基づき、非営利インターネット情報サービス提供者が国家情報産業の主管部門に登録した番号、又は営利インターネット情報サービス提供者が国家情報産業の主管部門に情報サービス申請時の許可書番号を指す。登録番号又は許可証番号は一般的にサイトのトップページの真下に表示され、情報産業部のICP-IPアドレスの情報保存管理システムに入ると許可書類番号が正しいか、有効であるかどうかを調査・検証することができる。URLはwww.miibeian.gov.cn。

10. 「削除やリンク解除されたネットワーク内容」とは説明者がネットワークサービス提供者に削除やリンク解除された作品、実演記録、録音録画製品を指す。
11. 「削除やリンク解除されたネットワーク内容のサイトアドレス」は説明者のネットワークサービス提供者に削除またはリンク解除された内容の未削除時のサイトアドレスを指す。即ち、ブラウザのトップにあるアドレスバーに示されている情報。当該情報がネットワーク内容の位置を示す。例えば、<http://news.sina.com.cn/c/1/2007-01-21/223712097641.shtml> はあるサイトの詳しいアドレスである。
12. 「権利侵害未構成の証明資料」とは、説明者が合法的権利を持ち、他人の権利を侵害していないことを示す関係証拠を指す。それは物証、書籍及び権利所属証明等を含む。権利所属証明は著作権登録書（号）、最初出版物の著作権ページ、授権証明等証明書類を含む。証明資料記入の時、別添書類の形で証明書類そのもの又はその写しを提供しなければならない。
13. 「説明要求」とは、当該説明を出す側が当該説明を受け取る側に要求した、履行しなければならない具体的事項を指す。例えば：削除された内容回復の要求、又は解除されたネットワーク内容のリンク回復の要求。
14. 「説明者署名（捺印）」について、自然人なら署名又は捺印；法人とほかの組織なら組織機関の捺印のほか、法人又は責任者が署名をしなければならない。
15. 「削除やリンク解除されたネット内容の回復要求に関する説明」の参考様式と記入説明は国家著作権局のホームページにある「法律書類ダウンロード」で無料ダウンロードすることが出来る。国家著作権局サイトアドレス：WWW.NCAC.GOV.CN。